

令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

お知らせ・お願い

- 償却資産申告書の提出期限は **令和6年1月31日(水)** です。
期限間近は窓口が大変込み合いますので、1月19日(金)頃までの提出にご協力ください。また、償却資産の申告は便利なeLTAXの電子申告をぜひご利用ください。詳しくはP.11をご覧ください。
- 申告書は資産の所在する区ごとに作成し、新潟市資産税課償却資産係(ふるまち庁舎 古町ルフル3階)へご提出ください。(各区役所・出張所では受付できません。)
- 申告書の控えが必要な場合は各自でコピーを取ってください。また、收受印を押した申告書の控えを希望される場合は、申告書のコピーを必ず用意してください。なお、郵送提出の場合は、申告書のコピーと合わせて切手を貼った返信用封筒を同封してください。

【マイナンバーの記載について】

- ☆ 償却資産申告書にはマイナンバー(個人番号)又は法人番号の記載が必要です。これにより、個人の方が個人番号を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認(番号確認・身元確認)を行いますので、以下の本人確認資料をご用意ください。郵送の場合は、本人確認資料のコピーを同封してください。(委任状は原本を同封してください。)
- ☆ eLTAX(電子申告)による申告の場合や、法人の方が法人番号を記載した申告書を提出いただく場合には、本人確認資料の提出は不要です。

【本人が申告書を提出する場合】

番号確認資料	・マイナンバーカード(裏面) または 通知カード(記載事項に変更がない場合)
身元確認資料	・マイナンバーカード(表面) または 運転免許証、健康保険の被保険者証 等

【代理人が申告書を提出する場合】

本人の番号確認資料のコピー	・本人のマイナンバーカード(裏面) または 本人の通知カード(記載事項に変更がない場合)
代理人の身元確認資料	・代理人のマイナンバーカード(表面) または 代理人の運転免許証、代理人の税理士証票 等
代理権確認資料	・委任状 等

右下の部分を切り取り、封筒に貼り付けてご利用ください。
(別途切手の貼り付けが必要です。)

全区分こちらへ提出ください。

切り取り線 ✕

☆お問い合わせはこちらへ

新潟市 資産税課 償却資産係

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階

TEL 025-226-2277(直通)

Mail shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

償却資産の申告については
こちらから



〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階

新潟市

資産税課 償却資産係 行



目 次

表紙 (問合せ先・お知らせ・お願い)

I 償却資産のあらまし

1	償却資産とは	3
2	業種別の主な償却資産	3
3	申告が必要な資産	4
4	申告が必要でない資産	4
	＜参考＞償却方法と取得価額による申告の要否について	5
5	リース資産（借用資産）について	6
6	国税との主な違い	6
7	資産種類ごとの主な償却資産	7
8	「家屋」と「償却資産」の区分	7
	＜家屋と償却資産の区分表＞	8
9	償却資産の課税対象となる車両	9

II 申告の方法と提出書類について

1	書類による申告方法	10
	(1) 一般方式	10
	(2) 電算処理方式	11
2	eLTAX（電子申告）について	11
3	償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方	12
4	種類別明細書（増加資産用）の書き方	14
5	種類別明細書（減少資産用）の書き方	16
6	固定資産税の軽減措置等（特例・非課税・減免）	18

III 償却資産の評価について

1	評価額の計算方法	19
2	平成20年度税制改正により耐用年数を変更した資産の評価額	20
3	税額の計算方法	20
4	固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の交付）について	21
5	未申告に係る課税について	21
6	申告をされない場合または虚偽の申告をされた場合	21
7	実地調査等のお願い	21

	よくある質問	22
---	--------	----

裏表紙 (耐用年数表抜粋) 24

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税にいう償却資産とは、土地や家屋以外の事業のために使用する資産です。

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等が対象となり、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

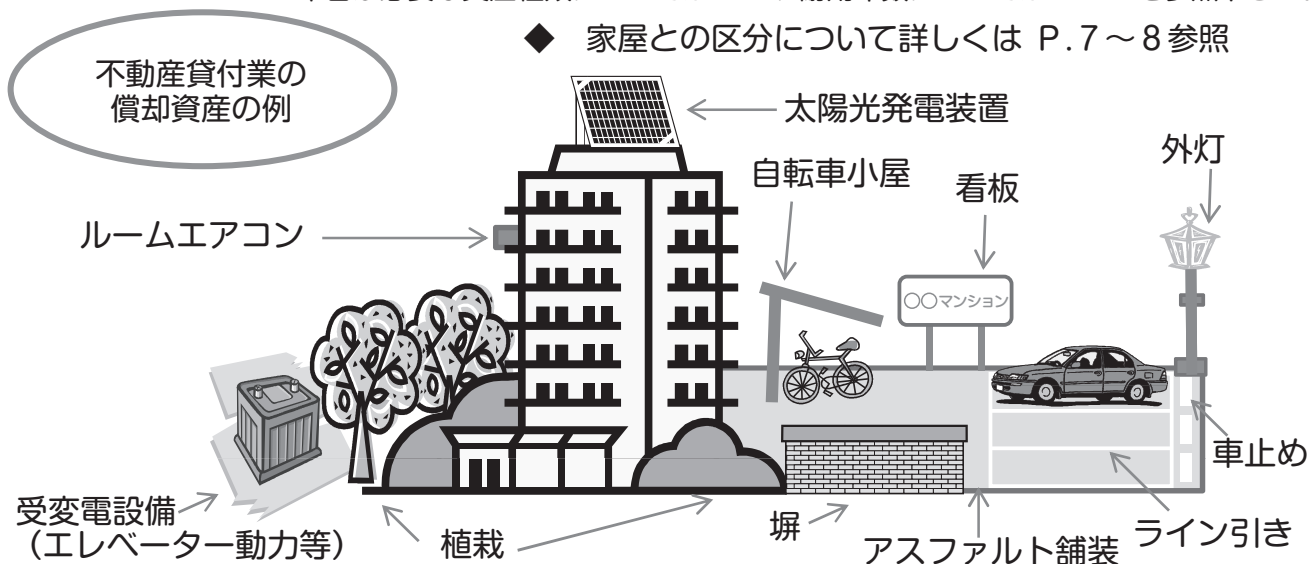
法人税法または所得税法の規定による所得の計算上では、その減価償却額または減価償却費が損金または必要経費に算入される資産です。(例外等詳しくはP.4~参照)

2 業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産の内容
事務系	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、看板、内装（借家の場合）等
不動産貸付業	アスファルト舗装、受変電設備、立体駐車場のターンテーブル及び機器部分、エアコン、門、塀、緑化施設等の外構工事 等 ※下図参照
製造業	各種機械装置（金属製品製造設備・食料品製造設備 等）、エアコン、看板、アスファルト舗装、受変電設備 等
建設業	ブルドーザ、パワーショベル、フォークリフト等の大型特殊自動車 等（自動車税・軽自動車税の対象を除く） ※詳しくは P.9 参照
飲食業	テーブル、イス、厨房用品、レジスタ、冷蔵庫、ネオンサイン、エアコン、店舗内装（借家の場合）、外構工事 等
理美容業	理容・美容イス、洗面設備、エアコン、サインポール、タオル蒸し器、アスファルト舗装、外構工事、店舗内装（借家の場合） 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機、ビニール包装設備、エアコン、看板、アスファルト舗装 等
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、エアコン、看板、アスファルト舗装、外構工事、店舗内装（借家の場合） 等
自動車修理業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、アスファルト舗装 等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、エアコン、外構工事、アスファルト舗装 等
農 業	ビニールハウス、乾燥機、粉すり機、自動選別計量機 等 ※農耕作業用自動車について詳しくは P.9 参照

※申告が必要な資産種類についてはP.4、耐用年数についてはP.24を参照下さい。

◆ 家屋との区分について詳しくは P.7~8 参照



3 申告が必要な資産

令和6年1月1日現在において、新潟市内で所有している事業の用に供することができる土地・家屋以外の資産で、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 税務会計上固定資産に計上し、減価償却の対象となる資産 ⇒P.5 表1・表2 参照
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産
- (3) 遊休資産または未稼働の資産
- (4) 簿外資産
- (5) 税務会計上耐用年数を経過し、償却済みの資産(資産を事業用に使用している場合は、耐用年数が経過していても申告が必要です。)
- (6) 決算期以降に取得した資産で、固定資産勘定に未計上の資産
- (7) リース資産であっても、契約の内容が割賦販売と同様の資産 ⇒P.6 参照
- (8) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等を行っている資産(中小企業者等が取得した30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産等)
- (9) 福利厚生のに供している資産
- (10) 耐用年数が1年を超えるものかつ取得価額が10万円以上(資産の取得時期によっては20万円以上)の資産 ⇒P.5 表1・表2 参照
- (11) 大型特殊自動車(陸運局への登録の有無に関わらず固定資産税の課税対象となります。) ⇒P.9 参照
- (12) 賃貸ビル等を借りて事業をされている方(テナント)が、平成16年4月1日以降に取り付けた内装、造作、建築設備等の資産 ⇒P.8 参照
- (13) 資本的支出、改良費(資産本体の取得価額と別に価額を記載してください。)
- (14) 美術品等(減価償却資産の対象となる資産)

4 申告が必要でない資産

次のいずれかに該当する資産及び新潟市外にある資産は、上記3に該当する場合であっても固定資産税の課税対象外となりますので、申告の必要はありません。

- (1) 無形固定資産(ソフトウェア、特許権、実用新案権、営業権等)
- (2) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両(無登録のものも含まれます。) ⇒P.9 参照
- (3) 生物(ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象です。)
- (4) 美術品等(減価償却資産の対象でない資産)
- (5) 繰延資産
- (6) 用途廃止資産(生産方式の変更・機能劣化・旧式化などにより将来とも使用しないもので、有姿除却の対象とした資産。)
- (7) 平成20年4月1日以降に締結されたファイナンス・リース契約にかかるリース資産で、取得価額が20万円未満の資産 ⇒P.6 参照
- (8) 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産のうち、次の①・②いずれかに該当するもの ⇒P.5 表1・表2 参照
 - ①耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しない資産(一時に損金算入または必要経費としている資産)
 - ②取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却している資産

<参考>償却方法と取得価額による申告の要否について

【表1】個人の場合

取得時期	取得価額	国税の取り扱い	償却資産申告の要否
平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	必要経費	不要
	10万円以上	減価償却	要
平成元年4月1日から 平成10年12月31日までに取得した資産	20万円未満	必要経費	不要
	20万円以上	減価償却	要
平成11年1月1日以後取得した資産	10万円未満	必要経費(※1)	不要
	10万円以上 20万円未満	3年一括償却(※2)	不要
		減価償却	要
20万円以上	減価償却	要	

※1 所得税法施行令第138条、※2 所得税法施行令第139条

【表2】法人の場合

取得時期	取得価額	国税の取り扱い	償却資産申告の要否
平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	損金算入	不要
		減価償却	要
10万円以上	減価償却	要	
	減価償却	要	
平成10年3月31日以前に開始された 事業年度に取得した資産	20万円未満	損金算入	不要
		減価償却	要
	20万円以上	減価償却	要
平成10年4月1日以後に開始された 事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入(※3)	不要
		3年一括償却(※4)	不要
		減価償却	要
	10万円以上 20万円未満	3年一括償却(※4)	不要
		減価償却	要
20万円以上	減価償却	要	

※3 法人税法施行令第133条、※4 法人税法施行令第133条の2

<注意>少額の減価償却資産の取り扱い

地方税法第341条第4号および地方税法施行令第49条の規定により、取得価額が10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの(表1※1、表2※3)と、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの(表1※2、表2※4)は、償却資産の申告の対象外となります。

なお国税においては、租税特別措置法の規定によって、中小企業者等が平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の資産を一括で損金に算入できますが、当該資産については固定資産税の課税対象となりますので、申告をお願いいたします。

5 リース資産（借用資産）について

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方に申告をしていただく場合と、資産を借りている方に申告をしていただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた申告区分は下表のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
<期間満了と同時に資産が回収されるような場合> 通常の賃貸借契約によるリース資産	申告不要	申告が必要 (※1)
<所有権留保付割賦販売等の、リース期間満了後に資産が使用者の所有物になるような場合> 実際の売買に当たるようなリース契約の資産	申告が必要	申告不要

※1 法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定されているリース資産（所有権移転外ファイナンスリース取引にかかるリース資産）については、所有者（貸し手側）が当該資産を取得した時の価額が20万円未満である場合、償却資産（固定資産税）の申告の必要はありません（地方税法施行令第49条ただし書）。

なお国税においては、平成19年度税制改正により、所有権移転外ファイナンスリース取引は売買取引として取り扱われ、借主が減価償却をすることとなりましたが、固定資産税においては変更なく貸主が申告をすることになります。詳しくは税務署にお問い合わせ下さい。

6 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	賦課期日制度（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は、 固定資産評価基準で定める定率法 (国税の取り扱い上の旧定率法)	一般の資産は、定率法・ 定額法の選択制度 ※平成28年4月1日以後に取得する建物 附属設備及び構築物は定率法が廃止 されました。 (詳しくは、税務署にお問い合わせ ください)
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例(租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却 (所得税法・法人税法)	認められます (税務署への届出書の写しを添付して ください。)	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円（備忘価額）
改良費 (資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と、改良費を分 けてご申告ください。)	原則区分評価 (平成19年3月31日以前に取得した資 産については、合算評価です。)

7 資産種類ごとの主な償却資産

資産の種類		固定資産税の課税対象となる償却資産の例示	
第1種	構築物	土地に定着した土木設備	舗装路面、外構工事、水槽、緑化施設、庭園、門、フェンス、塀、看板、煙突、外灯、広告塔等
		建物附属設備 ※詳しくは下記「8」	受変電設備、自家発電設備、工場用動力配線、中央監視制御装置、LAN設備、ネオンサイン等
		建物の所有者と異なるもの (テナント) が設置した設備	テナントが取り付けした内装、内部造作、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
第2種	機械及び装置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等
		土木建設機械	ブルドーザ、パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車 (分類番号「0」「00～09」「000～099」のもの) 等
		工作機械	旋盤、ボール盤、フライス盤、研磨盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具、帯鋸、糸鋸、丸鋸機、カンナ機等
		搬送設備	クレーン、コンベアー等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、洗車業用設備、クリーニング設備、機械式駐車場設備、太陽光発電設備等
第3種	船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、漁船等	
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト、構内運搬車等の建設機械以外の大型特殊自動車 (分類番号「9」「90～99」「900～999」のもの。) 等 ※自動車税・軽自動車税の対象を除く。詳しくは P.9 参照	
第6種	工具、器具及び備品	机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、パソコン、ファクシミリ、コピー機、陳列ケース、ルームエアコン、自動販売機、放送設備、レジスタ、衝立、テレビ、測定工具、検査工具、医療器具、理容・美容器具、ネオン看板、金型等	

※耐用年数(抜粋)については、P.24をご参照ください。

8 「家屋」と「償却資産」の区分

「家屋(建物)」とは屋根及び周壁等があり、土地に定着した建造物であって、居住、作業、貯蔵等の用途に供しうる状態にあるものをいいます。

家屋(建物)には、建築設備(電気設備、衛生設備、空調設備、運搬設備など)が含まれ、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して評価します。当該家屋が自己所有であるか借家であるかによって、その区分が異なります。

◆償却資産として申告が必要なもの(具体例は次頁)



①自己所有の家屋で事業をしている場合

特定の生産又は業務の用に供されるものや独立した機械・装置としての性格が強いもの、家屋と構造上一体でないもの。



②借家で事業をしている場合

賃借人(テナント)が取り付けした内装・造作及び建築設備(エアコン等を含む)等について全て。

<家屋と償却資産の区分表>

家屋（建物）に取り付けられた、電気設備などの建物附属設備については、家屋と償却資産に区分して課税することになっており、主な区分は下記のとおりです。

◎：申告必要資産です。 ○：家屋のため申告不要です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有区分				
			自己所有		借家		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○				
電気設備	受変電設備	設備一式		◎			
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎			
	中央監視設備	設備一式		◎			
	電灯照明設備	屋外設備一式			◎		
		屋内設備一式		○			
	電力引込設備	引込工事			◎		
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		
		上記以外の設備		○			
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		
		上記以外の設備（配管、配線等）		○			
	LAN設備	設備一式			◎		
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		
		上記以外の設備（配管、配線等）		○			
	インターホン設備	集合玄関機（エントランスで各世帯と話す機器）等		○			
		上記以外の設備（配管、配線等）		○			
テレビジョン 共同聴視設備	受像機（テレビ）			◎			
	上記以外の設備（アンテナ、配管等）		○				
避雷設備	設備一式		○				
火災報知設備	設備一式		○				
ナースコール設備	設備一式		○				
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		
		上記以外の設備	○				
	給湯設備	局所式給湯設備（湯沸器等）			◎		
		中央式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○				
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		
		上記以外の設備	○				
衛生設備	設備一式（便器、洗面化粧台、浴槽等）	○					
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル等			◎			
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○					
空調設備	空調設備	壁掛型・床置型・ウインド型ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備			◎		
		上記以外の設備	○				
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		
		上記以外の設備	○				
その他設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア			◎		
		エレベーター、エスカレーター等	○		○		
	厨房設備	事業用の設備一式（飲食店・ホテル・百貨店・病院・社員食堂等）			◎		
		上記以外の設備	○				
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、事業用の設備一式（クリーニング店・ホテル・病院等）			◎		
		上記以外の設備（洗濯流し等）	○				
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		
		自動ドア設備	○				
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）			◎		

◎：賃借人（テナント）の負担で取り付けられた資産は全て償却資産として、賃借人（テナント）が申告してください。

※ 区分が困難な場合は、お問い合わせください。

9 償却資産の課税対象となる車両

大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。下表に記載されている車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。**ナンバー登録の有無にかかわらず**、すべて申告をしてください。

※ただし、同種の車両であっても、下表右の要件にすべて該当しない場合は、小型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車の登録が必要です。

<道路運送車両法施行規則第2条別表第1より>

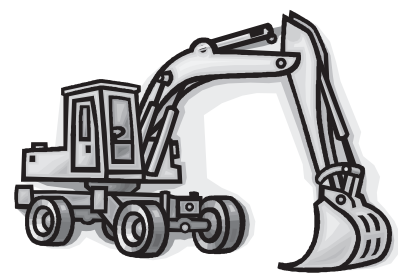
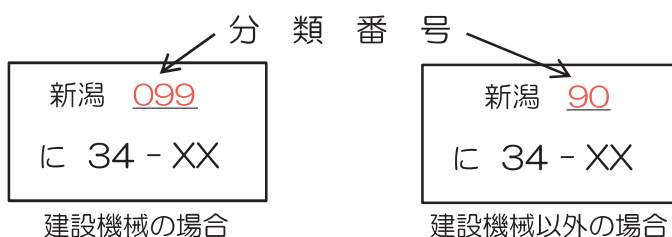
大型特殊自動車の種類	自動車の構造および原動機	大型特殊自動車の要件
一般用・建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に 1つでも該当する場合は 、大型特殊自動車です。 ①最高速度が15km/hを超える。 ②長さが4.7mを超える。 ③幅が1.7mを超える。 ④高さが2.8mを超える。
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が 35km/h以上 の場合は大型特殊自動車です。
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

<参考>大型特殊自動車の「分類番号」

大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合の「分類番号」は次の通りです。

- (1) 建設機械：「0」、「00～09」、「000～099」
- (2) 建設機械以外のもの：「9」、「90～99」、「900～999」

[例]



農耕作業用自動車のアタッチメントについて

小型の農耕作業用自動車に取り付けて使用するアタッチメントは、自動車本体と一体となって使用され、軽自動車の一部であると考えられることから、小型農耕作業用自動車とアタッチメントの所有者が同一の場合は、償却資産の申告は必要ありません。

農耕作業用自動車 (小型特殊自動車)	アタッチメントの申告
自己所有	不要
自己所有以外 (借用等)	必要

※大型特殊自動車のアタッチメントは申告が必要です。



Ⅱ 申告の方法と提出書類について

申告の方法は、次の2種類です。

- 1 書類申告（申告書類を直接または郵送により提出する。）
- 2 電子申告（eLTAXにより申告データを送信する。）※P.11参照

いずれの場合も区ごとに集計いただき、提出先は全て「新潟市資産税課」へご提出ください。
前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書等の提出が必要です。

1 書類による申告方法

(1) 一般方式（新潟市作成の様式等をご使用の方で、評価額等の算出をされていない方）

評価額の計算は新潟市が行います。

初めて申告される場合は、令和6年1月1日現在所有している全資産を申告をしてください。

前年以前に一般方式により申告をいただいた方には、申告資産内容を種類別明細書（減少資産用）に打ち出し、送付いたします。減少や訂正の申告にご使用ください。

<提出書類>

○必須

書類申告	申告をしていただく方	申告をしていただく資産			提出様式		
		令和6年 1月1日現在 所有されて いる 全資産	令和5年 1月2日から 令和6年 1月1日 までの間の 増加資産 及び 未申告資産	令和5年 1月2日から 令和6年 1月1日 までの間の 減少資産 及び 訂正資産	償却資産 申告書 第26号 様式	種類別明細書	
						別表1 増加資産用	別表2 減少資産用
一般方式	初めて申告をされる方 電算処理方式→一般方式に変更される方	○			○	○	
	増加した資産のある方（未申告資産含む）		○		○	○	
	減少または訂正が必要な資産がある方			○	○		○
	増加・減少どちらの資産もある方		○	○	○	○	○
	昨年申告の資産内容と変更のない方				○		
	廃業または新潟市内の事業所等を閉鎖された方				○	「18 備考欄」に 記載して下さい。	
	償却資産を所有されていない方				○		

※申告書・種類別明細書の記載方法につきましては P.12~17 をご覧ください。

※特例適用を受ける方は、この他に特例適用申告書が必要です。 P.18 をご覧ください。

「償却資産申告書」や、「委任状」等は、新潟市ホームページからダウンロードすることができます。
「償却資産の申告について」内の関連リンク「償却資産申告書の様式」からダウンロードしてください。

「償却資産の申告について」 <https://www.city.niigata.lg.jp/>

新潟市償却資産

検索



様式ダウンロードページはこちらから

(2) 電算処理方式（企業電算等で作成されており、評価額等が算出されている方）

事業者側で評価額等を計算の上で申告をしていただく方式です。（※計算方法はP.19参照）
毎年賦課期日（1月1日）現在所有している全資産について申告をしてください。

可能な方は、前年中の増加及び減少資産についての明細も併せて提出をお願いいたします。

新潟市の電算に個々の資産を登録しないため、種類別明細書（減少資産用）は送付されません。また課税台帳をご請求いただいた場合に、明細書をお出しできません。

<提出書類>

○必須

△提出可能な方はお願いします

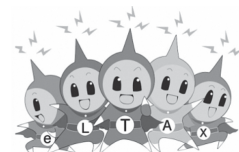
書類 申告	申告をしていただく方	申告をしていただく資産			提出様式		
		令和6年 1月1日現在 所有されて いる 全資産	令和5年 1月2日 から令和6年 1月1日 までの間の 増加資産 及び 未申告資産	令和5年 1月2日 から令和6年 1月1日 までの間の 減少資産 及び 訂正資産	償却資産 申告書	種類別明細書	
			第26号 様式	別表1 増加資産 ・ 全資産用	別表2 減少資産用		
電算 処理 方式	初めて申告をされる方	○			○	○	
	前年以前に申告をされた方 (一般方式→電算処理方式に変更の方を含む)	○	△	△	○	○	△
	廃業または新潟市内の事業所等を閉鎖された方				○	「18 備考欄」に 記載して下さい。	
	償却資産を所有されていない方				○		

※申告書・種類別明細書の記載方法につきましては P.12~17 をご覧ください。

※特例適用を受ける方は、この他に特例適用申告書が必要です。 P.18 をご覧ください。

2 eLTAX (電子申告) について

エルタックス
eLTAX



新潟市では、電子申告を受け付けています。

エルタックス

eLTAXはインターネットを通じて、自宅やオフィスから簡単に申告ができます。また、複数の地方公共団体に資産を所有している場合でも、一括してそれぞれの地方公共団体に申告書を送信できます。

電子申告を行う場合は、電子証明書を取得されたうえで、eLTAXのホームページから利用届け出を行っていただく必要があります。詳しくはeLTAXホームページ（下記参照）にてご確認ください。

なお、新潟市では、令和5年度償却資産申告を申告期限までに電子申告で行った方へ「プレ申告データ」を送信いたしますので、ご活用ください。

新潟市送付の申告書を受け取った方は、申告書の所有者コードの入力にご協力ください。

1月1日現在の全資産及び、変更内容（取得価額変更や耐用年数変更等）が分かるように申告ください。

eLTAX (エルタックス) に関するお問い合わせ先

eLTAX の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>



なお、eLTAX ご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAX ホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>



3 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

① <資産所在区>
資産の所在区を印字してあります。実際の所在区と異なる場合は、正しい所在区に訂正してください。（新規で申告書を送付する方等については、市で「中央区」を設定している場合があります。）

⑤ <個人番号又は法人番号>
国又は市町村より通知される個人番号等（マイナンバー）を記載してください。

⑧ <応答者>
この申告書について応答される方の部署、氏名及び電話番号を記載してください。

⑨ <税理士等の氏名>
税理士等に経理を委託されている場合は、その税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

②・③ <住所・氏名>
所有者の住所・氏名（法人は社名）を印字してあります。
電話番号、所有者が法人の場合は代表者の氏名及びふりがなを記載してください。
住所・氏名に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

④ <取得価額>
前年前に取得したもの(イ)
令和4年以前に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
昨年度申告をされた方は、金額を打ち出ししてありますが、申告漏れ資産等があり、金額が実際と異なる場合は訂正してください。
前年中に減少したもの(ロ)
令和5年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
前年中に取得したもの(ハ)
令和5年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。

⑥・⑦ <事業種目・事業開始年月>
事業種目および事業開始年月を記載してください。

⑳ <備考(添付書類等)>
「前年中増減資産なし」または「該当資産なし」の場合は、該当する方を○で囲んでください。
令和5年以前に合併・解散・廃業等をした場合は該当するものを○で囲み、その日付を記載してください。

㉑ <事業所用家屋の所有区分>
該当する方を○で囲んでください。

受領印	(あて先)新潟市長	令和 6 年 1 月 12 日	令和 6 年度	償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード	区
	中原 八一					80000000	03
所有者	(ふりがな) 1 住所 ②	〒 951-9999 951-0000 にいがたしちゅうおうくせきやかいはんこうえん 関屋海浜公園5678番地 新潟市中央区鳥屋野工業団地1丁目2-3番4号 (電話 025-987-6543)	① 中央区	⑤ 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	⑧ 短縮耐用年数の承認	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	(又は納税通知書送付先) 2 氏名 ③	かぶしきがいしゃ にっぽんてっこうじよ 株式会社 日本鉄工所 代表取締役 新潟 一郎 (屋号)		⑥ 事業種目 (資本等の金額)	建設機械製造業 (110 百万円)	⑨ 増加償却の届出	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
資産の種類	⑦ 事業開始年月	昭和41年4月	④ 取得価額		⑩ 非課税該当資産	⑫ 課税標準の特例	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	⑧ この申告に 応答する者の 係及び氏名	経理課 甲野 一郎 (電話 025-987-6543)	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)			
1	構築物	4,167,890				⑭ 3 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法・ <input type="radio"/> 定額法
2	機械及び装置	7,250,000 7,050,000		1,300,000	8,550,000	⑮ 4 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
3	船舶				0	⑰ 15 市(区)町村内 における事業所等 資産の所在地	① 新潟市中央区蒲原町7番1号 ② 新潟市中央区関屋海浜公園5678番地 ③
4	航空機				0		
5	車両及び運搬具				0	⑱ 事業所用家屋の所有区分	自己所有・ <input checked="" type="radio"/> 借家
6	工具、器具及び備品	2,600,000 2,750,000	200,000	250,000	2,650,000		
7	合計	14,017,890 13,967,890	200,000	4,750,000	18,567,890	⑳ 備考(添付書類等) 決算期(3月)	
市記入欄		資産の種類	評価額(ホ)	※決定価格(ヘ)	※課税標準額(ト)	⑳ ① 前年中増減資産なし ② 該当資産なし ③ 合併・解散・廃業・清算終了 <input checked="" type="radio"/> その他 <input type="radio"/> 移転) (令和 5 年 8 月 1 日) 上記住所に移転	
確認項目	チェック欄	1 構築物				記載する必要はありません。 ただし、電算処理により全資産申告される方は、記載してください。 ※自社様式を使用される場合も、市から送付された申告書を添付してください。	
1. 本人持参		2 機械及び装置					
2. 番号確認		3 船舶					
3. 本人確認		4 航空機					
4. 委任状		5 車両及び運搬具					
5. 代理人の身元確認		6 工具、器具及び備品					
6. 郵便受付		7 合計					

注) 市記入欄は記入しないでください

第二十六号様式(提出用)

⑩～⑰ <短縮耐用年数の承認等>
該当する方を○で囲んでください。
⑩・⑪において「有」に該当する場合は、国税における届け出の写し等を添付してください。
(決算期末到来により提出が困難な場合はお問い合わせください。)
⑫・⑬において「有」に該当する場合は、P.18をご参照ください。

⑰ <資産の所在地>
資産の所在地を記載してください。
資産が2区以上に所在している場合は、申告書を所在する区ごとに作成してください。

⑱ <借用資産(有・無)>
該当する方を○で囲み、借用資産のある場合は、貸主の名称等を記載してください。

4 種類別明細書（増加資産用）の書き方

種類別明細書（増加資産用）の用紙が足りない場合はコピーを取ってからご利用ください。
 なお、新潟市ホームページから用紙をダウンロードすることができます。詳しくはP.10参照

① <資産種類>

資産の種類に記載する数字は、下記の通りです。

- 1⇒構築物
- 2⇒機械及び装置
- 3⇒船舶
- 4⇒航空機
- 5⇒車両及び運搬具
- 6⇒工具、器具及び備品

② <資産の名称>

資産の名称及び型式等を記載してください。
 使用できる文字は、漢字、カタカナ、アルファベット、算用数字及び記号です。

③ <数量>

資産の数量を記載してください。

④ <取得年月>

資産を取得した年月を記載してください。
 年号の欄に印字してある「5」は、令和を意味しています。昭和に取得された資産を記載される際は「3」に、平成に取得された資産を記載される際は「4」にそれぞれ訂正してください。

⑤ <取得価額>

当該資産の取得価額を記載してください。
 なお取得価額とは、資産を取得するために通常支出すべき金額（当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他直接要した費用を含む）をいいます。消費税の取り扱いについては、会計上選択されている経理方式に合わせてください。
 また、圧縮記帳は固定資産税の評価上では認められていませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

⑨ <摘要>

次のような事項を記載してください。
 ・移動資産については、移動元の市町村名
 ・課税標準の特例が適用される資産や非課税資産については、適用条項
 ・前年までの申告が漏れていた場合は、「申告もれ」

※ 所有者コード ※		種類別明細書(増加 資産用)										所有者名		1 枚のうち	
記載する必要はありません。												株式会社 日本鉄工所		1 枚目	
行番号	資産コード	資産の名称	③ 数量	④ 取得年月			⑤ 価額	⑥ 減価残存率	価額	※ 課税標準の特例		⑦ 増加事由	⑧ 年数	⑨ 摘要	20 年度
				年	年	月				率	コード				
01	1	駐車場舗装	1	5	5	05	900000	10				1-2 3-4			
02	1	内装工事	1	5	5	06	1500000	13				1-2 3-4			
03	1	自転車小屋	1	5	5	10	800000	7	記載する必要はありません。		1-2 3-4				
04	2	ラジアルボールパン	1	4	19	01	1300000	10	記載する必要はありません。		1-2 3-4	13	R5.8横浜営業所より移動		
05	2	研磨機	1	3	63	12	200000	10	ただし、自社の電子計算機を利用して申告される方は、必ず記載してください。		1-2 3-4		申告もれ		
06	6	エアコン	1	5	5	10	250000	6				1-2 3-4			
07				5								1-2 3-4			
08				5								1-2 3-4			
09				5								1-2 3-4			
10				5								1-2 3-4			
11				5								1-2 3-4			
12				5								1-2 3-4			
13				5								1-2 3-4			
14				5								1-2 3-4			
15				5								1-2 3-4			
16				5								1-2 3-4			
17				5								1-2 3-4			
18				5								1-2 3-4			
19				5								1-2 3-4			
20				5								1-2 3-4			
小 計			6				4950000								

第二十六号様式別表一（提出用）

⑥ <耐用年数>

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。(⇒P.24参照)
 ※中古資産については、見積もり耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記載してください。※短縮耐用年数を適用している場合は、短縮耐用年数を記入してください。(「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。)なお、決算期末到来のため、提出が困難な場合はお問い合わせください。

⑦ <増加事由>

該当する事由の番号を○で囲んでください。
 1⇒新品取得
 2⇒中古品取得
 3⇒移動による受入れ
 4⇒その他
 4（その他）に該当する場合は、具体的な増加事由を⑨摘要欄に記載してください。

⑧ <改正前耐用年数>

初めて新潟市に計上する資産で、平成20年度税制改正により耐用年数を変更している場合は、変更前の耐用年数を記載してください。
 記載がない場合は、⑥耐用年数欄に記載された年数により評価額が計算されます。(課税標準額の計算方法が異なります。⇒P.20参照)

5 種類別明細書（減少資産用）の書き方

新潟市へ申告をいただいている全資産の明細を打ち出してあります。
売却・滅失・他市町村への移動等で減少した資産または記載内容の訂正について記載し、**修正のあるページのみ提出してください。**

④ <連番>
減少した資産または記載内容の訂正が必要な資産は、**該当の番号を○で囲んでください。**

⑤ <資産の名称>
資産の名称に訂正がある場合は、**抹消線を引き、余白に正しい名称を記載してください。**
併せて、訂正の理由を**⑬**摘要欄に記載してください。

⑥ <数量>
数量に誤りがある場合は、**抹消線を引き、余白に正しい数量を記載してください。**
資産の一部が減少した場合は、**減少した数量を記載してください。**併せて**⑫**残数量欄に残った数量を記載してください。

⑦ <取得年月>
取得年月に誤りがある場合は、**抹消線を引き、余白に正しい取得年月を記載してください。**併せて訂正の理由を**⑬**摘要欄に記載してください。

① <資産所在区>
資産の所在区を印字してあります。
実際の所在区と異なる場合は、**申告書で訂正してください。**

②・③ <住所・氏名>
所有者の住所・氏名（法人は社名）を印字してあります。
住所・氏名に変更がある場合は、**申告書で訂正してください。**

⑨ <耐用年数>
耐用年数に誤りがある場合は、**抹消線を引き、余白に正しい耐用年数を記載してください。**
平成20年度税制改正による耐用年数変更の場合は、**⑬**摘要欄にその旨分かるよう必ず記載してください。
記載がない場合は、耐用年数訂正として扱います。（課税標準額の計算方法が異なります。
※P.20参照）

⑩ <減少の事由及び区分>
該当する事由、区分の番号を○で囲んでください。
<事由>
1⇒売却 2⇒滅失
3⇒移動 4⇒その他
<区分>
1⇒全部 2⇒一部
なお、<事由>が4その他に該当する場合は、その減少事由を**⑬**摘要欄に記載してください。

⑪ <減少年月>
資産の減少した年月を記載してください。

⑫ <一部減少のとき>
一部減少の場合に、残数量と残金額を記載してください。

令和 6 年度 中央区 ① 償却資産種類別明細書（減少資産用）

④ 連番	⑤ 種類 資産の名称	⑥ 数量	⑦ 取得年月 年号 年 月	⑧ 取得価額	⑨ 耐用年数	⑩ 減少の事由及び区分				⑪ 減少 年月	⑫ 一部減少のとき 残数量 残金額	⑬ 摘 要	処理区分	
						1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他					⑩ 全部 一部
1	0000000000000001 アスファルトホソウ	1	S 63. 5	1,567,890	10	1	2	3	4	1	2		2 3 4	
②	0000000000000002 コンクリートブロックペイ	1	S 63. 5 S 63. 6	500,000	15	1	2	3	4	1	2		取得年月日訂正	2 3 4
③	0000000000000003 リョクカシセツ	1	H 1. 1	1,000,000	15	1	②	3	4	①	2	5年 9月	滅失	2 3 4
④	0000000000000001 ラジアルボールパン	1	H 2.10	3,050,000	10 10	1	2	3	4	1	2		H20省令改正もれ	2 3 4
⑤	0000000000000002 油圧プレス	1	H 3. 4	1,800,000	10 10	1	2	3	4	1	2		〃	2 3 4
6	0000000000000006 溶接機	1	H 5. 2	400,000	10	1	2	3	4	1	2			2 3 4
7	0000000000000001 アスファルトホソウ	1	H 6.12	1,000,000	5	1	2	3	4	1	2			2 3 4
⑧	0000000000000002 マ ーチャ パソコン	1	H 9. 4	500,000	4	1	2	3	4	1	2		名称訂正	2 3 4
⑨	0000000000000005 オウセツセット	1	H 11. 3	100,000	8	1	2	③	4	①	2	5年 8月	東京支店へ移管	2 3 4
⑩	0000000000000006 ツクエイ	1 1	H 13. 5	300,000	15	①	2	3	4	1	②	5年 10月	2 200,000 新潟製作所へ売却	2 3 4
⑪	0000000000000010 看板	1	H 19. 8	150,000	3	1	②	3	4	①	2	30年 12月	除却申告もれ	2 3 4
12	0000000000000012 電話機	1	H 21. 5	130,000	6	1	2	3	4	1	2			2 3 4
13	0000000000000013 プリンター	1	H 22. 6	100,000	5	1	2	3	4	1	2			2 3 4
⑭	0000000000000014 パソコン	2 1	H 22.10	260,000	4 6	1	2	3	4	1	2		耐用年数、数量誤り	2 3 4
1	構築物	3		3,067,890										
2	機械及び装置	3		5,250,000										
3	船舶	0		0										
4	航空機	0		0										
5	車両及び運搬具	0		0										
6	工具器具及び備品	10		2,540,000										
※	合計	16		10,857,890										

記載する必要はありません。

⑧ <取得価額>
取得価額に誤りがある場合は、**抹消線を引き、余白に正しい取得価額を記載してください。**併せて訂正の理由を**⑬**摘要欄に記載してください。
資産の一部が減少した場合は、その減少した価額を記載してください。
併せて**⑫**残金額欄に残った金額を記載してください。

⑬ <摘要>
次のような事項を記載してください。
・移動資産については、移動先の市町村名
・売却した場合は、売却先等
・前年までの申告がもれていた場合は、「除却申告もれ」

第二十六号様式別表二（提出用）

6 固定資産税の軽減措置等

(1) 課税標準の特例を受ける固定資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。対象資産を取得したときは、下記の方法により申告をしてください。

※申告の方式については P.10～11

	一般方式	電算処理方式・eLTAX
初回申告	「償却資産課税標準特例適用申告書」及び添付書類を提出 ※申告書は、資産税課 償却資産係に請求していただくかホームページからダウンロードしてください。	
	種類別明細書（増加資産用）の摘要欄に特例適用条項を記載	種類別明細書（全資産用）の摘要欄に特例適用条項を記載 課税標準額は、評価額から特例軽減分を引いた額を表示
翌年度以降		種類別明細書（全資産用）の摘要欄に特例適用条項を記載 課税標準額は、評価額から特例軽減分を引いた額を表示



<課税標準の特例の対象となる償却資産の例>

根拠規定	特例対象資産	関係法令及び対象者	特例課税率
条 項 号			
法第三四九条の三	第2項	ガス事業法第2条第6項 施行令第52条の2 一般ガス導管事業者(特別一般ガス導管事業者を除く)	最初の5年間 1/3 次の5年間 2/3
	第5項	内航船舶	施行規則第11条の3 1/2
法附則第十五条	第2項	(令和4年4月1日～令和6年3月31日に取得したもの)	
	第1号	汚水又は廃液の処理施設	水質汚濁防止法第2条第2項又は第3項 新潟市市税条例附則第8条の2第1項 1/2
	第2号	ごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項 1/2
	第3号	一般廃棄物最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項 2/3
	第4号イ	産業廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項 1/2
	第25項 第1号イ	太陽光を電気に変換する 特定再生可能エネルギー 発電設備 (令和2年4月1日～令和4年3月31日に取得したもので 出力1000kw未満のもの)	施行規則附則第6条第56項 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達 に関する特別措置法 新潟市市税条例附則第8条の2第9項 (新潟市) 3年間 2/3
第45項	先端設備等の導入計画の 認定を受けた設備 (令和5年4月1日～令和7年3月31日 までに取得したもの)	中小企業等経営強化法 3年間 1/2 (ただし、計画に賃上げ 目標を盛り込んだ場合 5年間 1/3)	
旧法附則 第六四条	先端設備等の導入計画の 認定を受けた設備 (令和3年4月1日～令和5年3月31日に取得したもの)	中小企業等経営強化法 旧新潟市市税条例附則第8条の2第17項 (新潟市) 3年間 0	

(注) 「法」・・・地方税法 「施行令」・・・地方税法施行令 「施行規則」・・・地方税法施行規則

※ 令和5年10月1日現在（税制改正により変更となる場合があります。）

(2) 非課税

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める資産については、非課税となります。

該当資産を取得後、初めて非課税の適用を受ける場合は申告が必要です。

必要添付書類等について、資産税課 償却資産係までお問い合わせください。

(3) 減免

地方税法第367条の規定に基づき、新潟市市税条例第67条及び同条例施行規則第17条に定める償却資産は、所有されている方の申請があった場合、固定資産税が減免されます。

(例) 天災や火災により、償却資産に損害を受け、損害の程度が一定以上のもの。

必要添付書類等については、資産税課 償却資産係までお問い合わせください。

Ⅲ 償却資産の評価について

1 評価額の計算方法

償却資産の評価額は、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告をしていただいた資産について1品ごとに、下記の計算式により算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × (1 - $\frac{r}{2}$)	前年度評価額 × (1 - r)

r = 耐用年数に応ずる減価率

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

<減価残存率表>

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - \frac{r}{2}$	1 - r			$1 - \frac{r}{2}$	1 - r
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926
14	0.152	0.924	0.848				
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950
18	0.120	0.940	0.880	50	0.045	0.977	0.955

下記の例

「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

[評価額の計算例]

令和5年9月取得の取得価額50万円のエアコン（耐用年数6年）の評価額

令和6年度 500,000円 × 0.840 = 420,000円

令和7年度 420,000円 × 0.681 = 286,020円

令和8年度 286,020円 × 0.681 = 194,779円

(以降 前年度評価額 × 0.681)

令和14年度 28,527円 × 0.681 = 19,426円 < 25,000円

【令和11年度評価額】

(取得価額の5%)

※令和14年度算出額が、取得価額の5%より小さくなりますので、

以降の評価額は 25,000円 となります。



2 平成 20 年度税制改正により耐用年数を変更した資産の評価額

平成20年の税制改正において、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(耐用年数省令)の一部改正があり、「機械及び装置」を中心に減価償却資産の耐用年数表が変更されました。

耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した資産は、平成21年度の評価額から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して算出します。

取得当初から耐用年数を修正する計算と異なりますのでご注意ください。

※ 省令改正による耐用年数変更を適用する資産の記載方法についてはP.14~17参照

3 税額の計算方法

課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率 1.4%	=	税額 (100円未満切り捨て)
-------------------------	---	------------	---	--------------------

課税標準額は、各資産の評価額を資産が所在する区ごとに合計した額(決定価格)です。



免税点

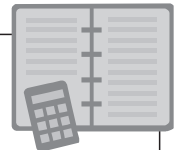
課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

※注意 区ごとに判定致します。申告書は必ず区ごとに作成してください。

[税額の計算例(概算)]

一般方式で申告される場合には、評価計算は新潟市で行いますので、算出する必要はありません。

電算処理方式で申告される場合には、各資産ごとに評価額の算出をお願いいたします。(申告の方法についてはP.10~11参照)



資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和4年度評価額
アスファルト舗装	令和5年 9月	3,200,000円	10年	0.206	3,200,000円 × (1-0.206 × 1/2) = 2,870,400円 (令和6年度評価額)
クリーニング設備 ※平成20年度税制改正 により耐用年数を変更	平成19年 11月	620,000円	13年 (改正前 7年)	0.162 (改正前 0.280)	620,000円 × (1-0.280 × 1/2) = 533,200円 (平成20年度評価額) 533,200円 × (1-0.162) = 446,821円 (平成21年度評価額) → 以降 前年度評価額 × (1-0.162) 37,628円 (令和5年度評価額) × (1-0.162) = 31,532円 (令和6年度評価額)
ルームエアコン	令和4年 11月	300,000円	6年	0.319	300,000円 × (1-0.319 × 1/2) = 252,000円 (令和5年度評価額) 252,000円 × (1-0.319) = 171,612円 (令和6年度評価額)
合 計 (令和6年度決定価格)					3,073,544円

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額 (課税標準の特例適用を受ける資産がない場合)

課税標準額 (1,000円未満切り捨て) 税率 税額 (100円未満切り捨て)

3,073,000 円 × 1.4% = 43,000円

※土地・家屋を所有している場合は、各々の課税標準額を合算後1,000円未満を切り捨てます。

4 固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の交付）について

市では、固定資産税の申告に基づき評価額等を決定し、固定資産課税台帳に登録します。

令和6年4月1日から固定資産税第1期納期限までの間（縦覧期間）、固定資産課税台帳の閲覧を手数料無料で行うことができます。（第1期納期限以降は別途手数料がかかりますが、課税台帳の交付は可能です。）

なお、一般方式で申告をされている方は、資産ごとの評価額も確認できますのでご利用ください。閲覧申請は郵送でも受付しております。

手続きの詳細については、新潟市ホームページ内、申請・届出の総合窓口で「名寄帳」と検索してください。

「申請・届出の総合窓口」 <https://info-navi.cityniigata.lg.jp/>

キーワード検索

申請・届出の総合窓口はこちらから



手続き様式のダウンロードができます。

インターネットで
手続きができます。



5 未申告に係る課税について

申告をされていなかった場合や、申告すべき資産が漏れていた場合には、地方税法第17条の5第5項及び第368条第1項の規定により、未申告の期間に応じて最高5年度分の課税をさせていただきます。ただし、課税標準額の合計が150万円未満の年度は課税されません。

また、過去に申告をいただいた方で、期限内に現年の申告をいただかなかった場合は、過去に申告いただいた資産内容で課税させていただく場合があります。

6 申告をされない場合または虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び新潟市市税条例第71条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科される事があります。

7 実地調査等のお願い

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また新潟市では、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧調査を行っています。閲覧した書類の内容と、新潟市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご了承ください。

なお、調査等に伴い、修正申告をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく過年度に遡及することもありますので、ご了承ください。

よくある質問

Q1 今年初めて償却資産申告書が送られてきました。個人経営で小さな雑貨店を営んでいますが、資産は、レジスター・看板・エアコン程度しかありません。申告は必要ですか。

A1 はい、必要です。事業者の方は、毎年1月1日現在所有している償却資産を申告をしなければならぬと、地方税法に定められています。お持ちの償却資産について、申告が必要です。ただし、個人事業者の方は、お持ちの償却資産の取得価額が10万円未満の場合は申告の必要はありません。詳しくはP.5 <参考> 償却方法と取得価額による申告の要否についてを参照してください。

Q2 賃貸ビルに入居して、飲食店を始めました。開店するにあたって、内装や電気設備工事、給排水衛生設備等の附帯設備の取り付け工事をしましたが、この附帯設備の申告は必要ですか。

A2 はい、必要です。構築物として申告をしてください。
賃貸ビル等を借り受けて事業を営む方が、自分の費用により附加施工した設備または譲渡等によって取得された内装や造作及び建築設備等で、事業の用に供することができる資産は、家屋に付合している場合であっても、賃貸ビル等を借り受けて事業を営む方を所有者とみなし、その内装や造作及び建築設備等を償却資産とみなして課税することとなります。
※ただし、平成16年3月31日以前に取り付け、家屋に付合している設備で、特定附帯設備の届出をしていないものは除きます。

Q3 確定申告をしていますが、償却資産の申告もしなくてはならないのですか。

A3 はい、別に申告が必要です。確定申告（所得税）や市県民税申告（住民税）は所得に関する申告です。別途「償却資産（固定資産税）申告」が必要です。

Q4 提出した申告書の内容に誤りが判明したので修正したいのですが、どうすればよいですか。

A4 申告書上部の余白部分に、赤字で「修正申告」と記載の上、資産明細とともに申告書を改めてご提出ください。なお、申告書用紙は新潟市のホームページよりダウンロードして頂くか（P.10参照）、提出済みの申告書の控えをコピーして使用して頂いても結構です。

Q5

令和5年10月に廃業しましたが令和6年度償却資産申告書が届きました。申告をしなくてよいのでしょうか。

A1

申告が必要です。償却資産申告書の右下「18 備考」の「(3) 合併・解散・廃業・清算終了・その他()」の廃業に丸を付け、廃業した日付を記載した上で申告書をご提出ください。次年度から申告書をお送りいたしません。

Q6

申告をしないとどうなりますか。

A2

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び市税条例第71条の規定により過料が科せられることになるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収される場合がありますので、必ず期限までに申告をお願いいたします。

また、虚偽の申告をされますと地方税法第385条の規定により罰金等を科せられる場合があります。

Q7

国税の申告において耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった資産であっても、申告は必要ですか。

A3

はい、必要です。国税の申告において耐用年数を経過し、償却済みになった資産であっても、現に事業の用に供することができる状態であれば、固定資産税の課税対象になります。なお、国税の取り扱いとは異なり、固定資産税(償却資産)の評価額の最低限度は取得価額の5%です。

Q8

1つの償却資産を複数人で所有しています。この場合、所有者各々が持ち分について申告をすればよいのでしょうか。

A4

持ち分での申告は認められていません。共有名義で申告をしていただく必要があります。代表者を決めていただき、申告書の所有者氏名欄には「代表者氏名 外〇名」と記載し、「18 備考」欄に共有者全員の氏名・住所、持ち分割合を記載してください。

Q9

租税特別措置法の規定による中小企業特例を適用して損金算入した資産については、申告をしなくてよいのでしょうか。

A4

申告をしてください。少額減価償却資産の申告の要否については、P.5をご参照ください。

耐用年数表（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より抜粋）

※さらに詳しくお知りになりたい方は、同省令をご参照ください。

資産種類	細目	耐用年数	資産種類	細目	耐用年数		
構築物	建物	7	工具・器具・備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	カーテン、座布団、寝具、丹前、その他類似の繊維製品	3	
	建物附属設備	3			食事または厨房用品	2	
	受変電設備	15			陶磁器製・ガラス製のもの	5	
	構築物	工場緑化施設		7	その他のもの	15	
		その他の緑化施設及び庭園		20	その他	8	
		舗装路面			事務・通信機器	電子計算機	4
		コンクリート敷、ブロック敷		15		パソコン（サーバー用のものを除く）	5
		アスファルト敷		10		その他のもの（サーバー）	5
		露天式立体駐車場設備		15		複写機、計算機、レジスタ、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
		カーポート		15	電話設備その他の通信機器	6	
		下水道（コンクリート造）		15	デジタル構内交換設備	10	
		コンクリートブロック塀		15	その他のもの	3	
		フェンス（金属造の塀）		10	看板広告器具	その他のもの	10
	広告用のもの 金属造	20		主として金属製のもの		5	
	その他のもの	10		金庫	手さげ金庫	5	
外灯	10		その他のもの	20			
機械装置	立体駐車場のターンテーブル	10	理容又は美容機器		5		
	食料品製造業用設備	10	医療機器	消毒殺菌用機器	4		
	自動車整備業用設備	15		手術機器	5		
	農業用設備	7		調剤機器	6		
	クリーニング設備	13		歯科診療用ユニット	7		
	太陽光発電設備（売電用）	17		その他のもの			
工具・器具・備品	事務机、椅子、キャビネット	主として金属製のもの		レントゲン、その他電子装置使用機器			
		その他のもの		移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4		
	応接セット	接客業用のもの	5	前掲のもの以外のもの	漁具	3	
		その他のもの	8		自動販売機	5	
	陳列棚、陳列ケース	冷凍機付または冷蔵機付	6	無人駐車管理装置	5		
		その他のもの	8	除雪機	10		
	その他の家具	接客業用のもの	5				
		ラジオ、テレビ、テープレコーダ、その他音響機器	5				
	冷房用または暖房用機器、冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気機器、ガス機器	6					
	じゅうたん、その他床用敷物						
小売業、接客業用のもの	3						
その他のもの	6						

【お知らせ】

- 新潟市のホームページ内「償却資産申告書の様式」から、申告書等のダウンロードができますのでご利用ください。詳しくはP.10をご覧ください。
- eLTAX（電子申告）をぜひご利用ください。詳しくはP.11をご覧ください。
- 新潟市では固定資産税・都市計画税の口座振替による毎月納付を実施しています！！
所定の手続きによりお申し込まれますと、12回に平準化して振替することができます。